

ことしの

令和7年度

税制改正の ポイント

● 物価上昇局面における
税負担の調整及び就業調整への対応

(基礎控除及び給与所得控除の引上げ、特定親族特別控除の創設など)

● 中小企業経営強化税制の見直し等

● 電子帳簿等保存制度の見直し

● その他主要改正事項を収録



改正解説
動画視聴
サービス
付き

ことしの税制改正のポイント 解説動画のご案内

本冊子の内容をコンパクトに解説した動画をYouTubeで
ご覧いただけます。令和7年度の税制改正のうち主な内容に
ついて、図表を用いてわかりやすく動画で解説しています。

下記の二次元コードをスマートフォンで読み取るか、パソ
コン等でURLにアクセスして、ご覧ください。

二次元コード



URL

https://youtu.be/8L_a3o6naQg

はじめに

令和7年度の税制改正関連法案は、3月4日の衆院本会議で修正された後に参院に送付されるなどして、3月31日に可決・成立しました。修正協議の焦点は、いわゆる「103万円の壁」の見直しでした。改正前の基礎控除額48万円と給与所得控除額の最低保証額55万円の合計額103万円について、当初案ではそれぞれ58万円と65万円の合計123万円とされましたが、修正案により、それぞれ95万円と65万円の合計160万円となりました。

今年度の税制改正は、物価に負けない賃上げを定着させるために、賃金と物価の好循環や生産性の向上などが基本的な考え方とされています。

所得税では上述したとおり基礎控除の見直しが行われ、就業調整対策の観点から大学生年代の子等に係る新たな所得控除が創設されました。

そして、中小企業税制については、売上高100億円超を目指す成長意欲の高い中小企業の設備投資に対して、更なる税制上の措置が講じられました。

また、防衛力強化のための税制措置の開始時期は、法人税とたばこ税が令和8年4月1日からとする一方で所得税については決定が見送られました。

税制改正法案が国会で修正されたのは29年ぶりです。また、予算全体で見れば、参院送付後に高額療養費制度に関して再修正が行われるなど過去になかった経緯となっています。

本冊子は、令和7年度税制改正の内容を、図表やイラストを用いてわかりやすく解説しました。本冊子が経営者や資産家の方をはじめ、税務会計の実務に携わる方々のお役に立つことができれば幸いです。

CONTENTS もくじ

I

法人課税

改正のポイント

- | | | |
|---|------------------------|----|
| 1 | 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の見直し | 4 |
| 2 | 中小企業投資促進税制の延長 | 5 |
| 3 | 中小企業経営強化税制の拡充 | 7 |
| 4 | リース取引に関する整備 | 11 |
| 5 | 防衛特別法人税の創設 | 12 |

II

個人所得課税

改正のポイント

- | | | |
|---|-----------------------------|----|
| 1 | 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応 | 15 |
| 2 | 子育て支援に関する政策税制 | 21 |
| 3 | 確定拠出年金制度等の見直しへの対応 | 24 |
| 4 | 退職所得控除の調整規定の見直し等 | 26 |
| 5 | その他の改正 | 28 |
| 6 | 法人にかかる税制改正で個人にも同様の税制改正があるもの | 29 |

III

相続税・贈与税

改正のポイント

- 1 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の延長 30
- 2 個人版事業承継税制の要件の見直し 31
- 3 法人版事業承継税制の要件の見直し 31
- 4 その他の改正 32

IV

消費課税

改正のポイント

- 1 輸出物品販売場制度の見直し 33
- 2 その他の改正 34

V

納税環境

改正のポイント

- 1 電子帳簿等保存制度の見直し 35
- 2 納税通知書等に係るeLTAX経由での送付 38

(注) 本冊子の内容は、令和7年4月1日現在の法令等、令和6年12月20日付の与党の「令和7年度税制改正大綱」及び令和6年12月27日に閣議決定された「令和7年度税制改正の大綱」等によりますが、以後の法令改正等にも十分ご留意ください。

I

法人課税

改正のポイント

1 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の見直し

(措法42の3の2、改所法等附39)

中小企業者の800万円までの所得に適用される軽減税率の特例は、平成20年のリーマン・ショックの際の経済対策として平成21年4月から講じられた時限措置です。今般、賃上げや物価高への対応に直面している中小企業の状況を踏まえ、適用期限が2年延長され令和9年3月31日までに開始する事業年度までとされた上で、極めて所得が高い中小企業者等に対して次の見直しが行われました。

- | | |
|---|--|
| ① | 所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率が17% (改正前: 15%) に引き上げられました。 |
| ② | 適用対象法人の範囲から通算法人が除外されました。 |

(※) この引上げの対象となる法人の場合、法人税については最大16万円 (800万円× [17% - 15%]) の負担増となります。



改正前

	区 分	本則税率	租税特別措置法による税率
中小企業者等 (資本金1億円 以下の法人)	年800万円超の所得金額	23.2%	—
	年800万円以下の所得金額	19%	15%



改正後

	区 分		本則税率	租税特別措置法による税率
中小企業者等 (資本金1億円 以下の法人)	年800万円超の所得金額		23.2%	—
	年800万円 以下の 所得金額	所得の金額が年10億円 を超える事業年度	19%	17% (*)
		所得の金額が年10億円 以下の事業年度	19%	15% (*)

(*) 通算法人を除く

適用 関係

上記の改正は、令和7年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。(改所法等附39、1)

2 中小企業投資促進税制の延長

(措法42の6、措令27の6、改所法等附40)

中小企業投資促進税制（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除）について、対象者から除外されるみなし大企業の範囲が見直されるとともに、その適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までに取得又は製作かつ事業供用した事業年度までとされました。

【参考：制度の概要〈中小企業投資促進税制〉】

対象者	青色申告書を提出する中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等、商店街振興組合）
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、採石業、砂利採取業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業にあつては、生活衛生同業組合の組合員が行うものに限ります。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業、沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、情報通信業、損害保険代理業、不動産業、駐車場業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、洗濯・美容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、映画業、教育、学習支援業、医療、福祉業、協同組合（他に分類されないもの）及びサービス業（他に分類されないもの） <small>（注）娯楽業（映画業を除きます。）は対象になりません。 また、性風俗関連特殊営業に該当する事業も対象となりません。</small>
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ・機械及び装置（1台160万円以上） ・測定工具及び検査工具 （1台120万以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上） ・一定のソフトウェア （一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上） ・貨物自動車（車両総重量3.5トン以上） ・内航船舶（取得価額の75%が対象）
措置内容	基準取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除 <small>（税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限ります）</small>
適用期限	令和7年3月31日までに取得等かつ事業供用した事業年度 ↓ 【改正後】延長 令和9年3月31日までに取得等かつ事業供用した事業年度



上記の改正は、中小企業者等が令和7年4月1日以後に取得又は製作をする特定機械装置等について適用されます。（改所法等附40、1）

3 中小企業経営強化税制の拡充

(措法42の12の4、措令27の12の4、改所法等附43、1、改措令附15)

売上高100億円超を目指す、成長意欲の高い中小企業が思い切った設備投資を行うことができるよう、中小企業経営強化税制（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除）が拡充され、対象設備に建物が加えられました。

また、食品等事業者がワンストップで同税制を活用できる仕組みの構築や対象者から除外されるみなし大企業の範囲が見直された上で、適用期限が2年延長され令和9年3月31日までに取得又は製作若しくは建設かつ事業供用した事業年度までとされました。

【参考：制度の概要〈中小企業経営強化税制〉】

対象者	青色申告書を提出する中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等、商店街振興組合）で、中小企業等経営強化法に規定する経営力向上計画の認定を受けた同法に規定する特定事業者等に該当するもの
対象業種	②「中小企業投資促進税制」の「対象業種」と同じです。
対象設備 (特定経営力向上設備等)	<ul style="list-style-type: none">・機械及び装置（1台160万円以上）・工具、器具及び備品（1台30万円以上）・建物附属設備（一の取得価額が60万円以上）・一定のソフトウェア（一のソフトウェアが70万円以上） <p style="text-align: right;">→ 【改正後】 一定の措置が 講じられました。</p>
措置内容	即時償却又は取得価額の7%（資本金3,000万円以下の中小企業者等においては10%）の税額控除
適用期限	令和7年3月31日までに取得等かつ事業供用した事業年度 ↓ 【改正後】延長 令和9年3月31日までに取得等かつ事業供用した事業年度

(1) 収益力強化設備（B類型）に係る上乗せ措置の創設

① 特定経営力向上設備等に、その投資計画における年平均の投資利益率が7%以上となることを見込まれるものであること及び経営規模の拡大を行うものとして経済産業大臣が定める要件（※1）に適合することにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備（※2）（機械装置、工具、器具備品、建物及びその附属設備並びにソフトウエ

アで、一定の規模以上のもの^(※3)が追加されました。

(※1) 経済産業大臣が定める要件は、次のとおりです。

イ	売上向上のための施策及び設備投資時期を示した行程表(ロードマップ)を作成していること。
ロ	基準事業年度(経営力向上計画の認定を申請する事業年度の直前の事業年度)の売上高が10億円超90億円未満であること。
ハ	売上高100億円超を目指すための事業基盤、財務基盤及び組織基盤が整っていること。
ニ	売上高100億円超及び年平均10%以上の売上高成長率を目指す投資計画であること。
ホ	次の要件を満たす設備投資を行う投資計画であること。 a 導入予定の設備が、売上高の増加に貢献するものであること。 b 経営力向上計画の認定を受けた日から2年以内に導入予定の設備の取得価額の合計額が、1億円と基準事業年度の売上高の5%相当額とのいずれか高い金額以上であること。 c 生産性の向上に資する設備の導入に伴い建物及びその附属設備の新設又は増設をするものであること。
ヘ	投資計画の計画期間中において、給与等の支給額を増加させるものであること。
ト	上記のほか、売上高100億円超を目指すために必要とされる要件を満たすこと。

(※2) 医療保健業を行う事業者が取得等をするもの及び発電の用に供する設備で主として電気の販売を行うために取得等をするものは、この「設備」には含まれません。

(※3) それぞれ次のものをいいます。なお、イ、ロ及びニの設備については、改正前の特定経営力向上設備等と同様で、ハが今回改正されました(上記ホc参照)。

イ	機械装置	1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの
ロ	工具及び器具備品	それぞれ1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの
ハ	建物及びその附属設備	一の建物及びその附属設備の取得価額の合計額が1,000万円以上のもの
ニ	ソフトウェア	一の取得価額が70万円以上のもの

② 上記①の設備について、普通償却限度額との合計でその取得価額^(※)まで(建物及びその附属設備については、その取得価額の15%又は25%)の特別償却とその取得価額の7%(建物及びその附属設備については、1%又は2%)の税額控除との選択適用ができることとされました。

なお、資本金3,000万円以下の中小企業者等が取得等をする上記①の設備(建物及びその附属設備を除きます。)の税額控除率は10%とされました。

(※) ただし、上記①の設備の取得価額の合計額のうち本制度の対象となる金額は60億円を限度とされています。

建物及びその附属設備の特別償却率又は税額控除率は、その建物及びその附属設備を事業の用に供する事業年度（以下「供用年度」といいます。）の給与増加割合に応じて次のとおりとされました。

給与増加割合	特別償却率	税額控除率
5%以上	25%	2%
2.5%以上～5%未満	15%	1%

- **給与増加割合**…その事業年度における雇用者給与等支給額からその事業年度の前事業年度における雇用者給与等支給額を控除した金額のその事業年度の前事業年度における雇用者給与等支給額に対する割合
- **雇用者給与等支給額**…法人の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内の事業所に勤務する雇用者に対する給与等の支給額
- 投資計画に記載された供用年度の増加割合が2.5%未満の場合は、適用がありません。

- ③ 上記①の経済産業大臣の確認を受けた中小企業者等は、その確認を受けた投資計画の計画期間中は、中小企業投資促進税制及び中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用を受けることができなくなりました。

(措法42の6①、67の5①)

(2) 特定経営力向上設備等の要件の見直し

関係法令の改正を前提に、特定経営力向上設備等について、上記(1)の①のほか、次の見直しが行われました。

イ	一定の時期に発売された設備で、旧モデル比で経営力の向上の指標が年平均1%以上向上するものであるものの経営力の向上の指標について、単位時間当たり生産量、歩留まり率又は投入コスト削減率のいずれかにより評価することとされました。(A類型)
ロ	その投資計画における年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれるものであることにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備の年平均の投資利益率が7%以上に引き上げられました。(B類型)
ハ	次の設備が除外されました。 a 遠隔操作、可視化又は自動制御化に関する投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備(デジタル化設備:C類型) b 暗号資産マイニング業の用に供する設備

適用関係

上記の改正(食品等事業者に係る部分を除きます。)は、中小企業者等が令和7年4月1日以後に取得又は製作若しくは建設をする特定経営力向上設備等について適用されます。(改所法等附43、1)

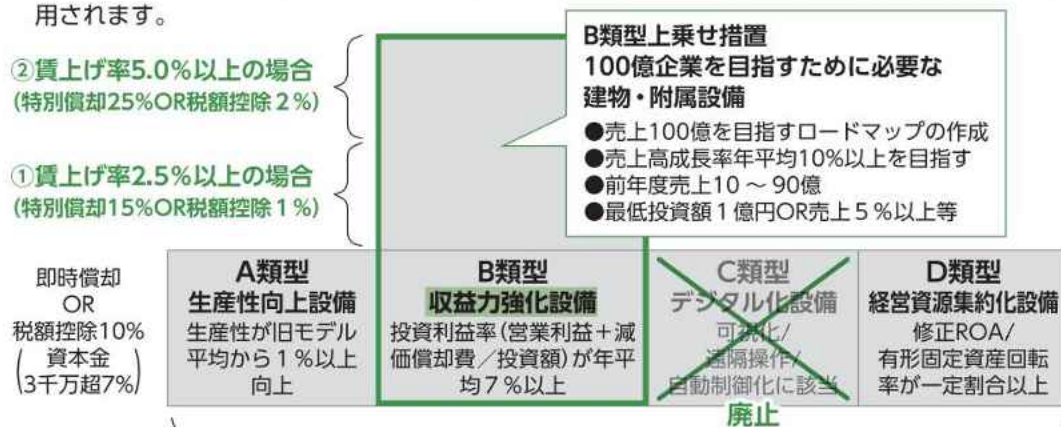
改正前の適用対象資産のイメージ

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備	工業会等	機械装置 (160万円以上) 工具 (30万円以上) (A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る)	<ul style="list-style-type: none"> 生産等設備を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは該当しない。 国内への投資であること 中古資産・貸付資産でないこと等
収益力強化設備 (B類型)	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	経済産業局	器具備品 (30万円以上)	
デジタル化設備 (C類型)	可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかに該当する設備		建物附属設備 (60万円以上) ソフトウェア (70万円以上) (A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る)	
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROA又は有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備			

- ※1 発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除く。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要。
- ※2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品 (医療機器に限る)、建物附属設備を除く。
- ※3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどを除く。
- ※4 コインランドリー業又は暗号資産マイニング業 (主要な事業であるものを除く。) の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除く。

改正後 (上乗せ措置) のイメージ

- 100億企業の創出を促進するための措置 (経営強化税制の上乗せ措置) として、売上100億円達成に向けたロードマップ作成等を要件に、工場のラインや店舗等の生産性向上に係る設備導入に伴う建物が対象設備に追加されました。中小企業向け税制において建物が対象になるのは、極めて異例の措置です。
- 建物を新增設した際、その年度末の給与支給総額が前年度末と比較して2.5%以上向上した場合、特別償却15%又は税額控除1%、5.0%以上向上した場合、特別償却25%又は税額控除2%が適用されます。



経営力強化法に基づく経営力向上計画の認定が必要

(財務省・経済産業省資料を基に作成)

4 リース取引に関する整備

令和6年9月13日に公表された新リース会計基準によれば、借手の会計処理については、(リース期間1年以内のものやリース料総額300万円以下のものを除き)全て貸借対照表にオンバランスすることになりました。

今回の税制改正では、会計基準の変更に伴う企業負担ができるだけ生じないような税制上の措置が講じられ(下表①~④)、結果的に、税法上は従来の取扱いと大きく変わるところはありません^(※)。

(※) 従前の会計基準では、オペレーティング・リースの賃貸借処理(オフバランス)が認められており、法人税との処理は一致していました。今後、法人税法上は今までどおり賃貸借処理となります(下記①)。ただし、会計との乖離について別表調整が必要となりました。

また、下記③についても、中小企業では通常、残価保証があるようなリース契約は稀ですから、中小企業実務への影響はほとんどないと考えられます。

①	法人が各事業年度にオペレーティング・リース取引によりその取引の目的となる資産の賃借を行った場合において、その取引に係る契約に基づきその法人が支払う金額があるときは、その金額のうち債務の確定した部分の金額は、その確定した日の属する事業年度に損金算入することとされました。(法法53、改所法等附1、14)
②	リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例については、廃止されました。なお、令和7年4月1日前にリース譲渡を行った法人の令和9年3月31日以前に開始する事業年度において行ったリース譲渡等については、一定の経過措置が講じられます。(旧法法63、旧法令124~128、改所法等附17、改法令附12)
③	令和9年4月1日以後に締結された所有権移転外リース取引に係る契約に係るリース資産の減価償却について、リース期間定額法の計算において取得価額に含まれている残価保証額を控除しないこととし、リース期間経過時点に1円(備忘価額)まで償却できることとされました。(法令48の2、61、改法令附7) (注) 令和9年3月31日までに締結された所有権移転外リース取引に係る契約に係るリース資産(その取得価額に残価保証額が含まれているものに限ります。)については、一定の経過措置が講じられました。
④	事業税付加価値割の課税標準の算定について、法人が各事業年度にオペレーティング・リース取引によりその取引の目的となる土地又は家屋の賃借を行った場合において、その取引に係る契約に基づきその法人が賃借権等の対価として支払う金額があるときは、その金額のうち法人税の所得の計算上損金の額に算入される部分の金額は、その損金の額に算入される事業年度の支払賃借料とするほか、所要の措置が講じられました。(地法72の17、改地法附3)

(注1) オペレーティング・リース取引…資産の賃貸借のうちリース取引(ファイナンス・リース取引)以外のもの

(注2) ①から③の見直しに準じて、法人住民税及び法人事業税について所要の措置が講じられました。

【参考】

○リース資産に係る消費税の仕入税額控除の適用関係

リース取引の種類		仕入税額控除
ファイナンス・リース	所有権移転リース	一括控除
	所有権移転外リース	一括控除*
オペレーティング・リース		分割控除

* 会計上賃貸借処理を行っている場合には分割控除の適用が可能です。

○リース資産に係る償却資産の申告関係

リース取引の種類		償却資産の申告者
ファイナンス・リース	所有権移転リース	借手
	所有権移転外リース	貸手
オペレーティング・リース		貸手

5 防衛特別法人税の創設

(防措法6～48、防法令、防法規)

法人税額に対し、税率4%の新たな付加税として、防衛特別法人税が創設されました。防衛特別法人税は、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用され、中小法人に配慮する観点から、課税標準となる法人税額から500万円*が控除されます。

* 単純に所得と税率だけで算定すると所得が約2,438万円からの適用となります。
(800万円×15%+1,638万円×23.2%≒500万円)

(1) 納税義務者	各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、防衛特別法人税を納める義務があります。 (注) 法人には、人格のない社団等及び法人課税信託の引受けを行う個人を含みます。
(2) 課税の範囲	法人の各課税事業年度の基準法人税額について、当分の間、防衛特別法人税が課されます。
(3) 税額の計算	① 防衛特別法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額(課税標準)に4%の税率を乗じて計算した金額です。 ② 課税標準法人税額は、基準法人税額から基礎控除額を控除した金額です。 ③ 基準法人税額は、一定の制度(所得税額の控除、外国税額の控除等)を適用しないで計算した各事業年度の所得に対する法人税の額です。ただし、附帯税の額を除きます。

<p>(3) 税額の計算</p>	<p>④ 基礎控除額は、年500万円とされます。なお、通算法人の基礎控除額は、年500万円を各通算法人の基準法人税額の比で配分した金額です。</p> <p>(注) 上記の配分は、通算法人の基準法人税額が期限内申告における基準法人税額と異なる場合には、原則として期限内申告における基準法人税額により配分されます。</p> <p>⑤ 次の税額控除が行われます。</p> <table border="1" data-bbox="408 415 1163 627"> <tr> <td>イ</td> <td>外国税額の控除</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>分配時調整外国税相当額の控除</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>控除対象所得税額等相当額の控除</td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td>仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の控除</td> </tr> </table>	イ	外国税額の控除	ロ	分配時調整外国税相当額の控除	ハ	控除対象所得税額等相当額の控除	ニ	仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の控除
イ	外国税額の控除								
ロ	分配時調整外国税相当額の控除								
ハ	控除対象所得税額等相当額の控除								
ニ	仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の控除								
<p>(4) 申告及び納付等</p>	<p>① 各事業年度の所得に対する法人税の中間申告書を提出すべき法人は、防衛特別法人税の中間申告書を提出しなければなりません。</p> <p>(注) 上記の防衛特別法人税の中間申告書の提出は、令和9年4月1日以後に開始する課税事業年度から適用されます。</p> <p>② 防衛特別法人税の申告期限及びその申告に係る防衛特別法人税の納期限は、各事業年度の所得に対する法人税の申告期限及び納期限と同一です。</p> <p>③ 電子申告の特例については、各事業年度の所得に対する法人税と同様です。</p> <p>④ 防衛特別法人税中間申告書を提出した法人からその防衛特別法人税中間申告書に係る課税事業年度の防衛特別法人税確定申告書の提出があった場合において、その防衛特別法人税確定申告書に中間納付額で防衛特別法人税の額の計算上控除しきれなかった金額の記載があるときは、その金額に相当する中間納付額が還付されます。</p> <p>⑤ 各事業年度の所得に対する法人税につき欠損金の繰戻しによる法人税の還付の請求書を提出した法人に対して還付所得事業年度に該当する課税事業年度に係る法人税を還付する場合には、その課税事業年度の防衛特別法人税の額でその還付の時に確定しているもののうち、法人税の還付金の額に4%を乗じて計算した金額にその課税事業年度の課税標準法人税額を乗じてこれをその課税事業年度の基準法人税額で除して計算した金額に相当する金額が併せて還付されます。</p>								
<p>(5) その他</p>	<p>質問検査、罰則等については、各事業年度の所得に対する法人税と同様とし、その他所要の措置が講じられます。</p>								

適用
関係

防衛特別法人税は、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用されません。(改所法等附62)

(措法88、防措法1、49、改所法等附1三へ、58～60、62～67)

防衛力強化に係る財源確保のための 税制措置(所得税・たばこ税)

令和5年度税制改正大綱には、防衛力強化に係る財源確保の措置が令和9年度に向けて複数年かけて段階的に実施されること、具体的には、法人税、所得税及びたばこ税について措置されることが記載されていました。

令和7年度の税制改正では、法人税及びたばこ税についての具体的な措置が講じられましたが、所得税については、いわゆる「103万円の壁」の引上げ等の影響も勘案しながら、引き続き検討されることとなります。

所得税

- 令和5年度税制改正大綱の基本的方向性を踏まえつつ、いわゆる「103万円の壁」の引上げ等の影響も勘案しながら引き続き検討する。

たばこ税

- 加熱式たばこの課税方式の見直しを令和8年4月から実施し、紙巻たばこの税負担差を解消した上で、国のたばこ税の税率引上げを0.5円/1本ずつ3段階(令和9年4月、令和10年4月及び令和11年4月)で実施する。
- 加熱式たばこの課税方式を以下のとおりとする。
 - ✓重量のみに応じて紙巻たばこに換算する方式とする(価格要素は廃止する)。
 - ✓軽量化による税負担の不公平が生じないよう、一定の重量以下のものは紙巻たばこ1本として課税する仕組みとする。

(財務省資料を基に作成)

III

個人所得課税

改正のポイント

1 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

(1) 基礎控除の見直し (所法86、203の3、措法41の16の2、措令26の27の2、措規19の10の2)

①	基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額が10万円引き上げられ58万円になりました。【当初案】		
②	低所得者層のみならず中所得者層を含めて税負担を軽減する観点から、所得税の基礎控除の特例が創設されました。【修正案】		
	合計所得金額	基礎控除額への加算額	特例の期間
	イ 132万円以下	37万円	恒久的な措置
	ロ 132万円超 336万円以下	30万円	令和7年分 及び 令和8年分 の措置
	ハ 336万円超 489万円以下	10万円	
ニ 489万円超 655万円以下	5万円		
③	上記の見直しに伴い、公的年金等に係る源泉徴収税額の見直し等の所要の措置が講じられます。		

適用関係

上記の改正は、令和7年分以後の所得税について適用されます。給与所得者の年末調整においては、令和7年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が同年12月1日以後であるものについて適用されます。

また、上記の改正に伴い生ずる公的年金等につき源泉徴収された所得税の額に係る超過額について、その公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金等を除きます。）の支払者から還付等をするための措置が講じられました。

給与等及び公的年金等の源泉徴収については、令和8年1月1日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について適用されます。

(改所法等附7、9～11、37の2、改措令附11、改措規附5)

II

個人所得課税

改正のポイント

〈令和7年・令和8年基礎控除一覧表〉

合計所得金額	改正前	改正後			
		当初案	修正案		
132万円以下	48万円	58万円	95万円	恒久的措置	} 措法41の16の2
132万円超 336万円以下			88万円	令和7年分・ 令和8年分 のみの措置 (令和9年分以降 は58万円)	
336万円超 489万円以下			68万円		
489万円超 655万円以下			63万円		
655万円超 2,350万円以下			58万円		
2,350万円超 2,400万円以下		48万円	48万円		
2,400万円超 2,450万円以下	32万円		} 所法86		
2,450万円超 2,500万円以下	16万円				
2,500万円超	0				

(2) 給与所得控除の引上げ (所法28、別表二～五)

①	給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。 (注) 個人住民税についても同様です。
②	上記①の見直しに伴い、(イ) 給与所得の源泉徴収税額表 (月額表、日額表)、(ロ) 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表、(ハ) 年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表等について所要の措置が講じられました。

〈給与所得控除額の表〉

改正前	給与等の収入金額	給与所得控除額
	1,625,000円まで	550,000円
	1,625,001円から 1,800,000円まで	収入金額×40%－100,000円
	1,800,001円から 3,600,000円まで	収入金額×30%＋80,000円
	3,600,001円から 6,600,000円まで	収入金額×20%＋440,000円
	6,600,001円から 8,500,000円まで	収入金額×10%＋1,100,000円
	8,500,001円以上	1,950,000円 (上限)



給与等の収入金額	給与所得控除額
1,900,000円まで	650,000円
1,900,001円から 3,600,000円まで	収入金額×30%+80,000円
3,600,001円から 6,600,000円まで	収入金額×20%+440,000円
6,600,001円から 8,500,000円まで	収入金額×10%+1,100,000円
8,500,001円以上	1,950,000円(上限)

適用
関係

上記の改正は、令和7年分以後の所得税及び令和8年度分以後の個人住民税について適用されます。なお、上記②(イ)の給与所得の源泉徴収税額表(月額表、日額表)及び(ロ)の賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の改正については、令和8年1月1日以後に支払うべき給与等について、(ハ)の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表等については、令和7年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が同年12月1日以後であるものについて適用されます。(改所法等附3、9)

◆「103万円の壁」はこう変わった！

基礎控除額及び給与所得控除額の引上げにより、収入が給与収入のみの人にとって「103万円の壁」といわれた所得税の支払が発生する境界線は、令和7年から次のように変わりました。

	改正前	(参考) 当初改正案	改正後 (修正含む)
基礎控除額	48万円	58万円	95万円
給与所得控除額	55万円	65万円	65万円
合計 (いわゆる「壁」)	103万円	123万円	160万円

※ 住民税の基礎控除額について改正はありません。

(注) 「令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について」が国税庁から公表されています。

《留意点》

従業員が令和7年11月30日以前に出国や死亡した場合は改正前の制度に基づき年末調整をすることになります。

その場合、本人等が確定申告をすることにより新制度を適用することができます。

個人事業主等について、令和7年11月30日以前に準確定申告を行う場合は改正前の制度に基づきますが、12月1日から5年以内は改正後の制度に基づく更正の請求が認められています(通法23①、改所法等附37の2①③)。

(3) 特定親族特別控除の創設 (所法2、84の2、地法34 ほか)

- ① 居住者が特定親族（生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等〔その居住者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、合計所得金額が123万円以下であるものに限り、〕で控除対象扶養親族に該当しないもの）を有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額等から次の控除額が控除されます。

(2)の給与所得控除の引上げと(3)の特定親族特別控除の創設の結果、例えば、大学生年代の子のアルバイト等の給与収入が150万円までであれば、その子の合計所得金額は85万円以下となり、その子の親は所得税において、特定扶養親族の扶養控除額と同額の63万円の控除を受けることができます。子の合計所得金額の増加に伴って控除額は逡減し、給与収入188万円を超えなくなるとなる仕組みです。

〈生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等がいる居住者（親）の控除額〉

生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等		居住者（扶養者・通常は親）	
合計所得金額	給与収入のみの場合の収入金額	所得税における控除額	住民税における控除額
A	58万円以下	123万円以下	63万円 45万円
B	58万円超 85万円以下	123万円超150万円以下	63万円 45万円
	85万円超 90万円以下	150万円超155万円以下	61万円 45万円
	90万円超 95万円以下	155万円超160万円以下	51万円 45万円
	95万円超100万円以下	160万円超165万円以下	41万円
	100万円超105万円以下	165万円超170万円以下	31万円
	105万円超110万円以下	170万円超175万円以下	21万円
	110万円超115万円以下	175万円超180万円以下	11万円
	115万円超120万円以下	180万円超185万円以下	6万円
	120万円超123万円以下	185万円超188万円以下	3万円
	123万円超	188万円超	0（控除なし）

A：特定扶養親族の扶養控除

B：特定親族特別控除

- ② 上記①の控除については、特定親族の合計所得金額が100万円以下の場合等には、給与等及び公的年金等の源泉徴収の際に適用できるとされました。

**適用
関係**

上記①の改正は令和7年分以後の所得税及び令和8年度分以後の個人住民税について適用されます。給与所得者の年末調整においては、令和7年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が同年12月1日以後であるものについて適用されます。

上記②の改正は令和8年1月1日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について、それぞれ適用されます。(改所法等附6、9、10)

(4) 上記の(1)から(3)までの見直しに伴う所要の措置

①	同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件が58万円以下(改正前:48万円以下)に引き上げられました。(所法2三十三、三十四、地法23①七、九)
②	ひとり親控除の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が58万円以下(改正前:48万円以下)に引き上げられました。(所令11の2、地令7の2の2)
③	勤労学生の合計所得金額要件が85万円以下(改正前:75万円以下)に引き上げられました。(所法2三十二、地法34⑨)
④	雑損控除の適用が認められる親族に係る総所得金額等の要件が58万円以下(改正前48万円以下)に引き上げられました。(所令205、地令7の13、48の6)
⑤	家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円(改正前:55万円)に引き上げられました。(措法27)
⑥	源泉徴収を要しない公的年金等の額が118万円(改正前108万円)に引き上げられました。(所令319の12)

(注) 上記の①から④については、個人住民税についても同様です。

**適用
関係**

上記①～⑤の改正は、令和7年分以後の所得税及び令和8年度分以後の個人住民税について適用されます。(改所法等附2、32、改所令附2、10、改地法附2、改地令附2)

上記⑥の改正は、令和8年1月1日以後に支払うべき公的年金等について適用されます。(改所令附12)

◆今後の各種控除の見直しについて

令和6年度税制改正大綱では高校生年代の扶養控除やひとり親控除については次のように述べられていました。

高校生年代の扶養控除について

児童手当については、所得制限が撤廃されるとともに、支給期間について高校生年代まで延長されることとなる。

これを踏まえ、16歳から18歳までの扶養控除について、15歳以下の取扱いとのバランスを踏まえつつ、高校生年代は子育て世帯において教育費等の支出がかさむ時期であることに鑑み、現行の一般部分(国税38万円、地方税33万円)に代えて、かつて高校実質無償化に伴い廃止された特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分(国税25万円、地方税12万円)を復元し、高校生年代に支給される児童手当と合わせ、全ての子育て世帯に対する実質的な支援を拡充しつつ、所得階層間の支援の平準化を図ることを目指す。

ひとり親控除について

ひとり親控除について、とりわけ困難な境遇に置かれているひとり親の自立支援を進める観点から、対象となるひとり親の所得要件について、現行の合計所得金額500万円以下を1,000万円以下に引き上げる。

また、ひとり親の子育てにかかる負担の状況を踏まえ、ひとり親控除の所得税の控除額について、現行の35万円を38万円に引き上げる。合わせて、個人住民税の控除額について、現行の30万円を33万円に引き上げる。

こうした見直しについて、令和8年分以降の所得税と令和9年度分以降の個人住民税の適用について扶養控除の見直しと合わせて結論を得る。

令和7年度改正において、上記のいずれについても改正はありません。高校生年代の扶養控除は所得税38万円(地方税33万円)です。そして、ひとり親控除(35万円)の所得要件についても、対象範囲(本人の合計所得金額が500万円以下であること)に変更はありません。なお、対象となる子の総所得金額等の合計額の要件は58万円(改正前:48万円)となりました。

今年度の税制改正大綱には、人的控除をはじめとする各種控除のあり方については引き続き検討すると記載されています。いわゆる「103万円の壁」に関する改正の影響を見極めながら来年度以降に見直しが議論されることとなります。

2 子育て支援に関する政策税制

(1) 生命保険料控除の拡充 (措法41の15の5、措規19の10)

- ① 新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合には、令和8年分についてのみその一般生命保険料控除の控除額の計算は次のとおりとされました（住民税についての変更はありません）。

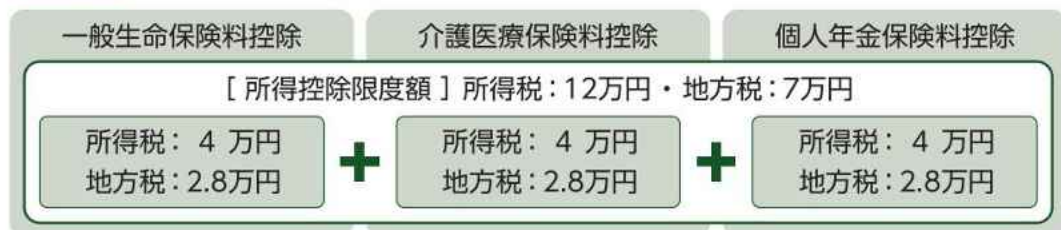
年間の新生命保険料	控除額
30,000円以下	新生命保険料の全額
30,000円超 60,000円以下	新生命保険料×1/2 + 15,000円
60,000円超120,000円以下	新生命保険料×1/4 + 30,000円
120,000円超	一律60,000円

- ② 旧生命保険料及び上記①の適用がある新生命保険料を支払った場合には、一般生命保険料控除の適用限度額は**6万円**（改正前：4万円）とされました。
- ③ 上記①の見直しに伴い、給与所得者の保険料控除申告書等についてその記載事項の見直しが行われました。

(注1) 一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は12万円とされます（改正前と同じです。）。

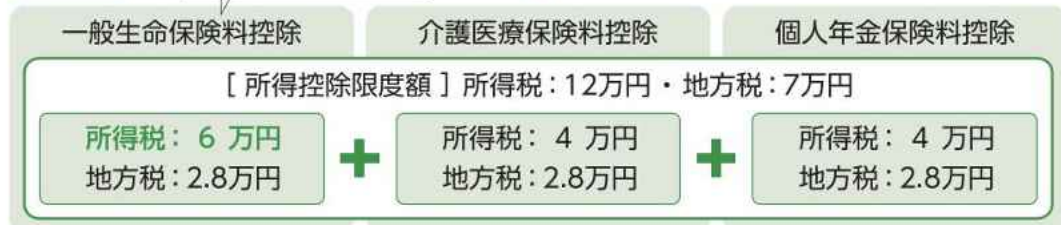
(注2) 一時払生命保険については、2万円の上乗せ措置が時限的に講じられている間は控除の適用対象から除外しないこととされました。

改正前 ※2012年1月以降の契約について



改正後

23歳未満の扶養親族
を有する場合



※ 23歳未満の扶養親族を有しない場合は改正前と同じ制度が適用されます。（金融庁資料を基に作成）

適用
関係

上記の改正は、令和8年1月1日から適用されます。（改所法等附1二口、改措規附1二）

II

個人所得課税

改正のポイント

(2) 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の特例の延長 (措法41)

① 特例対象個人が、認定住宅等の新築若しくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得又は買取再販認定住宅等の取得（以下「認定住宅等の新築等」といいます。）をして居住の用に供した場合の子育て世帯等に対する住宅ローン控除の特例について、令和7年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合まで適用期間が延長されました。住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）は次のとおりとなりました。

控除率： 0.7%		1年間の控除額＝ 借入金額×0.7%※限度額あり	〈入居年と借入限度額〉			
			2022 (R4)年	2023 (R5)年	2024 (R6)年	2025 (R7)年
借入 限度 額	新築住宅・ 買取再販	長期優良住宅・低炭素住宅	5,000万円		4,500万円 子育て世帯等 [※] ：5,000万円	4,500万円 子育て世帯等 [※] ：5,000万円
		ZEH水準省エネ住宅	4,500万円		3,500万円 子育て世帯等 [※] ：4,500万円	3,500万円 子育て世帯等 [※] ：4,500万円
		省エネ基準適合住宅	4,000万円		3,000万円 子育て世帯等 [※] ：4,000万円	3,000万円 子育て世帯等 [※] ：4,000万円
		その他の住宅	3,000万円		0円 (2023年までに新築の建築確認：2,000万円)	
借入 限度 額	既存住宅	長期優良住宅・低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅	3,000万円			
		その他の住宅	2,000万円			
		控除 期間	新築住宅・買取再販	13年（「その他の住宅」は、2024年以降の入居の場合、10年）		
控除 期間	既存住宅	10年				
控除 期間	所得要件	2,000万円				
控除 期間	床面積要件	50㎡ (新築の場合、2024 (R6) 年までに建築確認 ：40㎡ (合計所得の要件：1,000万円))			50㎡ 新築の場合、40㎡ (合計所得の要件：1,000万円)	

※ 子育て世帯等…特例対象個人

(国土交通省資料を基に作成)

特例対象個人とは

- ・本人の年齢が40歳未満であって、配偶者（年齢不問）を有する者
- ・本人の年齢が40歳以上であって、年齢40歳未満の配偶者を有する者
- ・本人の年齢と配偶者の有無は不問で、年齢19歳未満の扶養親族を有する者

(注1) 認定住宅等…認定住宅（認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅）、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅

(注2) 買取再販認定住宅等…認定住宅等である既存住宅のうち宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたもの

(注3) 上記について、その他の要件等は、改正前の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除と同様とされています。

- ② 認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得に係る床面積要件の緩和措置について、令和7年12月31日以前に建築確認を受けた家屋について適用できることとされました。

(3) 子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の延長 (措法41の19の3)

既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除（住宅リフォーム税制）について、特例対象個人が、その者の所有する居住用の家屋について一定の子育て対応改修工事をして、その居住用の家屋を令和7年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合が適用対象に追加され（改正前：令和6年4月1日から同年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合）、その子育て対応改修工事に係る標準的な工事費用相当額（250万円を限度）の10%に相当する金額をその年分の所得税の額から控除できることとされました。

(注) この改正は、前年分について適用を受けている場合は適用されません。ただし、適用を受けた居住用家屋と異なる居住用家屋については適用することができます。その他の要件等は、改正前の既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除と同様です。

【参考：住宅リフォーム税制一覧】

対象工事		対象工事限度額	最大控除額 (対象工事)
耐震		250万円	25万円
バリアフリー		200万円	20万円
省エネ		250万円(350万円)	25万円(35万円)
三世帯同居		250万円	25万円
長期優良住宅化	耐震+省エネ+耐久性	500万円(600万円)	50万円(60万円)
	耐震or省エネ+耐久性	250万円(350万円)	25万円(35万円)
子育て		250万円	25万円

※ カッコ内の金額は、太陽光発電設備を設置する場合

※ 対象工事の限度額超過分及びその他増改築等工事についても一定の範囲まで5%の税額控除

(財務省資料を基に作成)

子育て対応改修工事

- 住宅内における子どもの事故を防止するための工事
- 対面式キッチンへの交換工事
- 開口部の防犯性を高める工事
- 収納設備を増設する工事
- 開口部・界壁・床の防音性を高める工事
- 間取り変更工事（一定のものに限ります。）

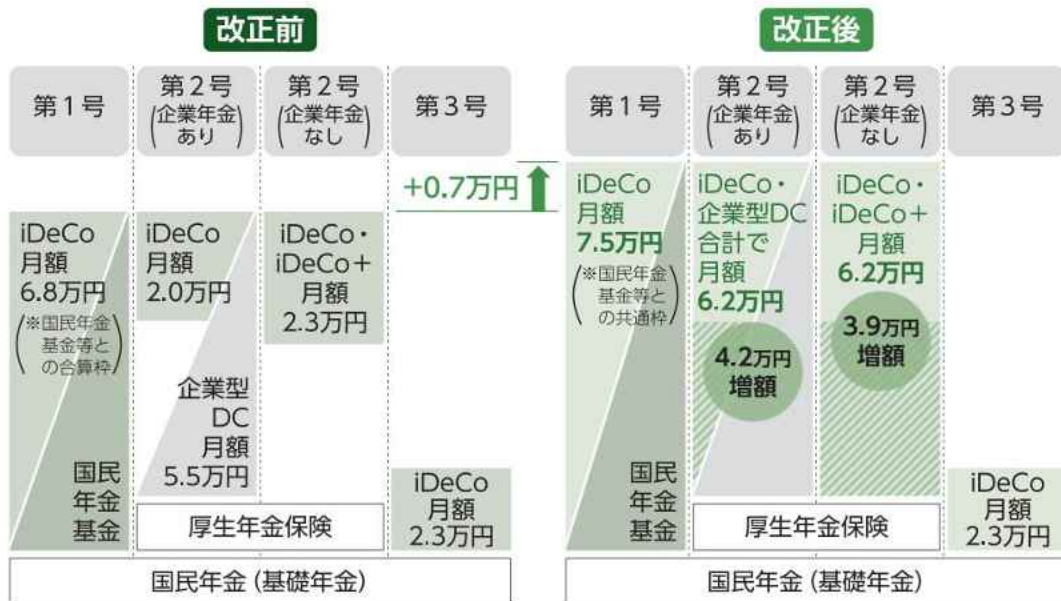
3

確定拠出年金制度等の見直しへの対応

確定拠出年金法等の改正を前提に、確定拠出年金制度等について次の見直しが行われた後も、従来の掛金拠出時や運用時、年金や一時金受取時の税制上の措置が適用されることとなりました。

①	企業型確定拠出年金制度（企業型DC）におけるマッチング拠出について、企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えることができないとする要件が廃止されました。	
②	企業型確定拠出年金（企業型DC）の拠出限度額が次のとおりとされました。	
	イ	確定給付企業年金制度（DB）に加入していない者 月額6.2万円（改正前：月額5.5万円）
	□	確定給付企業年金制度（DB）の加入者 月額6.2万円（改正前：月額5.5万円）から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除した額
③	個人型確定拠出年金制度（iDeCo）について、次の3つの要件を満たす者が新たに制度の対象とされ、その拠出限度額が月額6.2万円とされました。	
	イ	60歳以上70歳未満であって改正前の個人型確定拠出年金に加入できない者であること
	□	個人型確定拠出年金の加入者・運用指図者であった者又は私的年金の資産を個人型確定拠出年金に移換できる者であること
	ハ	老齢基礎年金及び個人型確定拠出年金の老齢給付金を受給していない者であること
④	個人型確定拠出年金（iDeCo）の拠出限度額が次のとおりとされました。	
	イ	第一号被保険者 月額7.5万円（改正前：月額6.8万円）
	□	企業年金加入者 月額6.2万円から確定給付企業年金（DB）ごとの掛金相当額及び企業型確定拠出年金（企業型DC）の掛金額を控除した額（改正前：月額2.0万円）
	ハ	企業年金に未加入の者（第一号被保険者及び第三号被保険者を除きます。） 月額6.2万円（改正前：月額2.3万円）
⑤	国民年金基金の掛金額の上限が月額7.5万円（改正前：月額6.8万円）とされました。	

■ 拠出限度額の見直し内容



(厚生労働省資料を基に作成)



4

退職所得控除の調整規定の見直し等

退職所得控除額の計算における勤続期間については、一定の期間（調整期間）内に複数の退職手当等の支払を受ける場合には、次のとおり調整することとされていました。

《原則》

退職手当等の支払を受けた年以前5年以内に他の退職手当等の支払を受けたことがある場合において、その受給年に支払を受ける退職手当等についての勤続期間の一部が他の退職手当等についての勤続期間と重複している場合には、課税の公平性の観点から、それぞれの退職手当等の勤続期間について重複排除をしたところで勤続年数を計算する。

《確定拠出年金に係る老齢一時金の特例》

確定拠出年金に係る老齢一時金については、60歳から75歳までの間にその受給日を任意に選べることを踏まえて、その受給をした年以前20年以内に他の退職手当等の支払を受けたことがある場合において、上記の重複排除規定が適用される。ただし、先に確定拠出年金に係る老齢一時金を受給した場合には、その重複排除に係る調整期間は原則どおり5年内とされている。

今回の改正のポイントは次のとおりです。

(1) 退職所得控除額の計算における勤続期間等の重複排除の特例の対象の見直し（所令70、地法50の3）

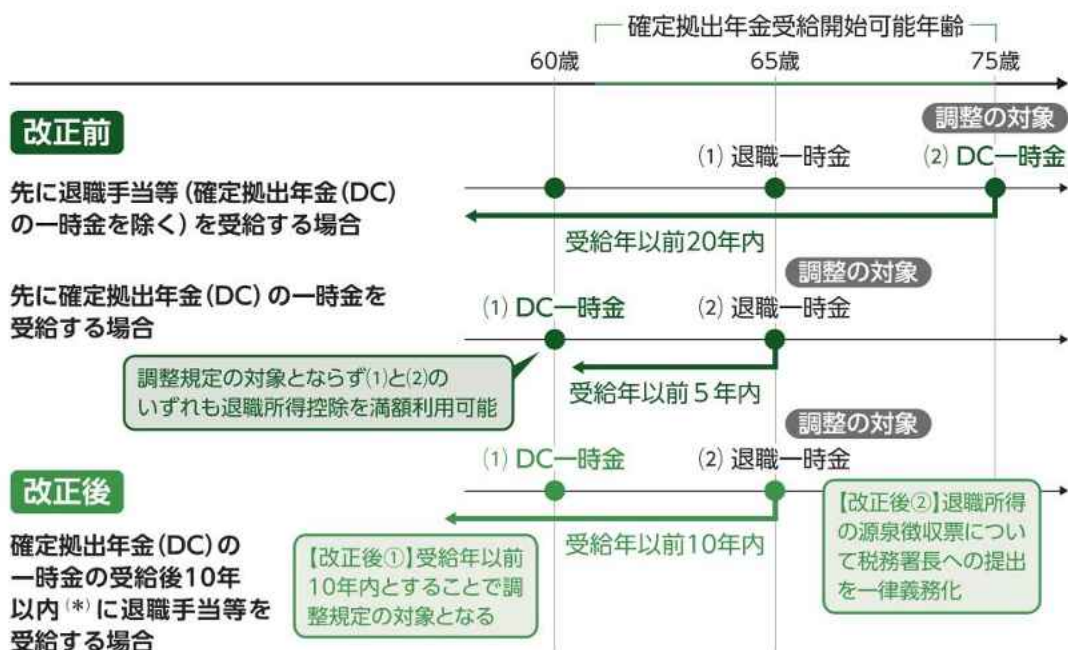
退職手当等（老齢一時金^(※)を除きます。）の支払を受ける年の前年以前9年内（次の図では「受給年以前10年内」と表記されていますが、同意義です。）に老齢一時金の支払を受けている場合（令和8年1月1日以後に老齢一時金の支払を受けている場合に限ります。）には、その老齢一時金等について、退職所得控除額の計算における勤続期間等の重複排除の特例の対象とされました。

(※) 確定拠出年金法の老齢給付金として支給される一時金（DC一時金）

(注) 個人住民税についても同様の見直しが行われました。

適用
関係

上記の改正は、令和8年分以後の所得税について適用されます。（改所令附4）



(*) 支払を受ける年の前年以前9年内と同意義です。

(財務省資料を基に作成)

(2) 老齢一時金に係る退職所得の受給に関する申告書の保存期間の延長 (所規77、地規2の4)

老齢一時金に係る退職所得の受給に関する申告書の保存期間が10年(改正前：7年)とされました。

(注) 個人住民税についても同様の見直しが行われました。

**適用
関係**

上記の改正は、令和8年1月1日以後に老齢一時金の支払を受けている場合であって、同日以後に支払を受けるべき退職手当等について適用されます。(改所規附5、改地規附2①)

(3) 退職所得の源泉徴収票の提出一律義務化 (所規94、地規2の5の3)

上記(1)の見直しや合計所得金額判定の適正執行の観点から、退職手当等の支払をする者は、退職手当等の支払を受ける全ての居住者(改正前：退職手当等の支払をする法人の役員である居住者)に係る退職所得の源泉徴収票を税務署長に提出しなければならないこととされました。その他、その源泉徴収票の記載事項について所要の見直しが行われました。

(注) 個人住民税については、退職手当等の支払をする者は、退職手当等の支払を受ける全ての納税義務者(改正前：退職手当等の支払をする法人の役員である納税義務者)に係る退職所得の特別徴収票を市町村長に提出しなければならないこととされるほか、その特別徴収票の記載事項について所要の見直しが行われました。

II

個人所得課税

改正のポイント

改正前

	受給者	税務署長	市町村長
役員	必要		
従業員	必要	不要	

改正後

	受給者	税務署長	市町村長
役員	必要		
従業員	必要		

(注1) この改正により、退職手当等の支払をする者は、退職手当等の支払を受ける全ての居住者に係る退職所得の源泉徴収票について①受給者への交付、②税務署長への提出、③市町村長への提出が必要となります。

(注2) 提出期限(1か月)については見直しが行われていません。

適用 関係

上記の改正は、令和8年1月1日以後に支払うべき退職手当等について適用されます。(改所規附8、改地規附2②)

《改正の背景》

60歳から75歳の間で任意に受給可能な確定拠出年金(DC)は、受給時に退職所得控除の適用があります。

そして、その5年経過後に会社から退職一時金を受給した場合には、重複排除調整のない退職所得控除が適用されていました。

昨今の定年延長の流れに伴い、このようなケースが増加することが見込まれるため、5年から10年に延長されました。

5 その他の改正

(1) 債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例の延長(措法40の3の2)

債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例の適用期限が3年延長され、令和10年3月31日までの間に贈与した場合とされました。

参考

債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例(措法40の3の2①)

この特例は、中小企業の金融機関からの借入れについて社長が個人保証しているような場合に一定の要件を満たすことで社長個人への課税を生じさせない措置です。

具体的には、中小企業者に該当する内国法人の取締役等でその内国法人の債務の保証に係る保証債務を有するものが、その取締役等の有する資産でその資産に設定された賃借権、使用貸借権等が現にその内国法人の事業の用に供されているものを、その内国法人について策定された一定の債務処理に関する計画に基づき、平成25年4月1日から令和7年3月31日(改正後)令和10年3月31日)までの間にその内国法人に贈与した場合には、一定の要件の下で、その取締役等に対する所得税法第59条第1項によるみなし譲渡課税を行わないこととするものです。

なお、遺贈、低額譲渡や負担付贈与にはこの特例の適用はありません。

(2) 控除証明書の添付又は提示の見直し (所法120、所規47の2)

小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除又は地震保険料控除の適用を受ける者は、次に掲げる書類（以下「控除証明書」といいます。）の添付又は提示に代えて、その控除証明書の記載事項を記載した明細書を確定申告書の提出の際に添付できることとされます。この場合において、税務署長は、確定申告期限等から5年間、その控除証明書の提示又は提出を求めることができることとし、その求めがあったときは、その適用を受ける者は、その控除証明書の提示又は提出をしなければならないこととされました。

①	小規模企業共済等掛金控除の証明書
②	生命保険料控除の証明書
③	地震保険料控除の証明書

※ 電子申告については、従来より添付資料を省略することが可能です。今回の改正で、書面提出においても添付資料の省略が認められることとなりました。(平19財務省令第22号、平19国税庁告示第7号、第8号)

適用
関係

上記の改正は、令和9年1月1日以後に令和8年分以後の確定申告書を提出する場合について適用されます。(改所法等附8)

6 法人にかかる税制改正で個人にも同様の税制改正があるもの

①	中小企業投資促進税制の改正 (適用期限の延長) (措法10の3)	5 ページ
②	中小企業経営強化税制の改正 (一部の改正に限ります) (措法10の5の3)	7 ページ
③	リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例の廃止 (旧所法65、旧所令188～191、改所法等附4、改所令附9)	11ページ
④	所有権移転外リース取引に係る契約に係るリース資産の減価償却に関する改正 (所令120の2、134、改所令附7)	11ページ

III

相続税・贈与税

改正のポイント

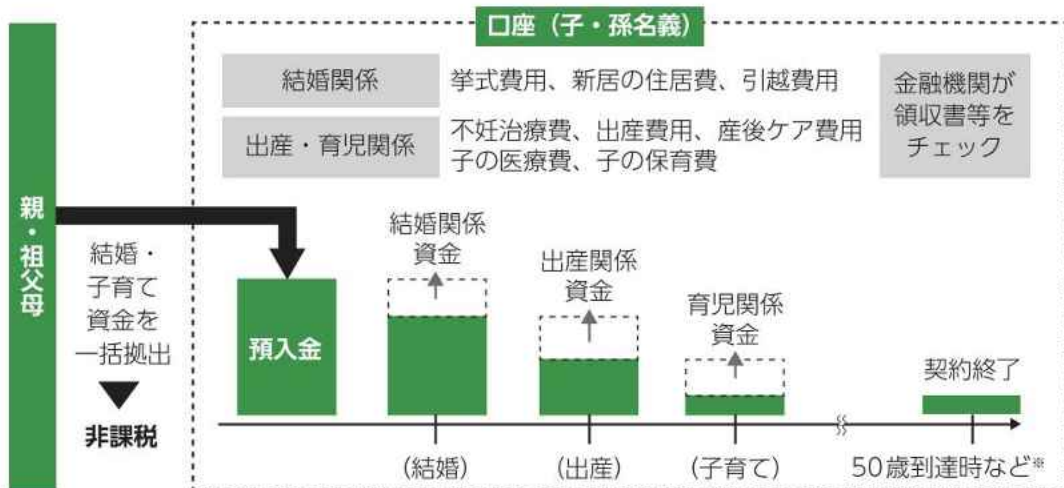
1 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の延長

(措法70の2の3)

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までとされました。

【参考：制度の概要】

概要	親・祖父母（贈与者）が、金融機関（信託銀行・銀行等・証券会社）の子・孫（受贈者）名義の専用口座に結婚・子育て資金を一括して拠出した場合には、1,000万円まで非課税とする。
適用期間	平成27年4月1日～令和7年3月31日 →（ 改正後 ）令和9年3月31日）
受贈者	子・孫（18～49歳、合計所得金額1,000万円以下）
贈与者死亡時	死亡時の残高を相続財産に加算
契約終了時	残高に対して、贈与税を課税



※（1）受贈者が50歳に達した日、（2）信託財産が零になった場合において結婚・子育て資金管理契約を終了させる旨の合意に基づき終了する日、（3）受贈者が死亡した日、のいずれか早い日（財務省資料を基に作成）

（参考）令和5年度税制改正で、結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置は2年間（令和7年3月31日まで）、教育資金の一括贈与の非課税措置は3年間（令和8年3月31日まで）延長されました。

2 個人版事業承継税制の要件の見直し

(措法70の6の8)

個人の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度（個人版事業承継税制）における事業従事要件について、**贈与の直前において**（改正前：贈与の日まで引き続き3年以上）特定事業用資産に係る事業に従事していたこととされました。

適用
関係

上記の改正は、令和7年1月1日以後に特定事業用資産により取得する財産に係る贈与税について適用されます。（改所法等附55）

3 法人版事業承継税制の要件の見直し

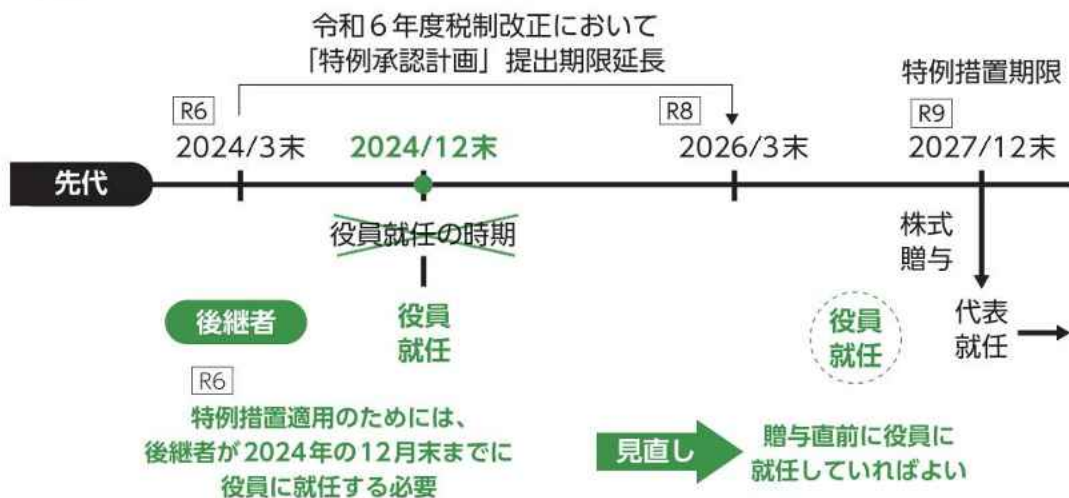
(措法70の7の5)

非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度（法人版事業承継税制）における役員就任要件について、**贈与の直前において**（改正前：贈与の日まで引き続き3年以上）特例認定贈与承継会社の役員等であることとされました。

なお、この特例制度は、中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性向上という待ったなしの課題を解決するための極めて異例の時限措置であることを踏まえ、令和9年12月31日までとする適用期限は今後とも延長されません。

適用
関係

上記の改正は、令和7年1月1日以後に非上場株式等により取得する財産に係る贈与税について適用されます。（改所法等附55）

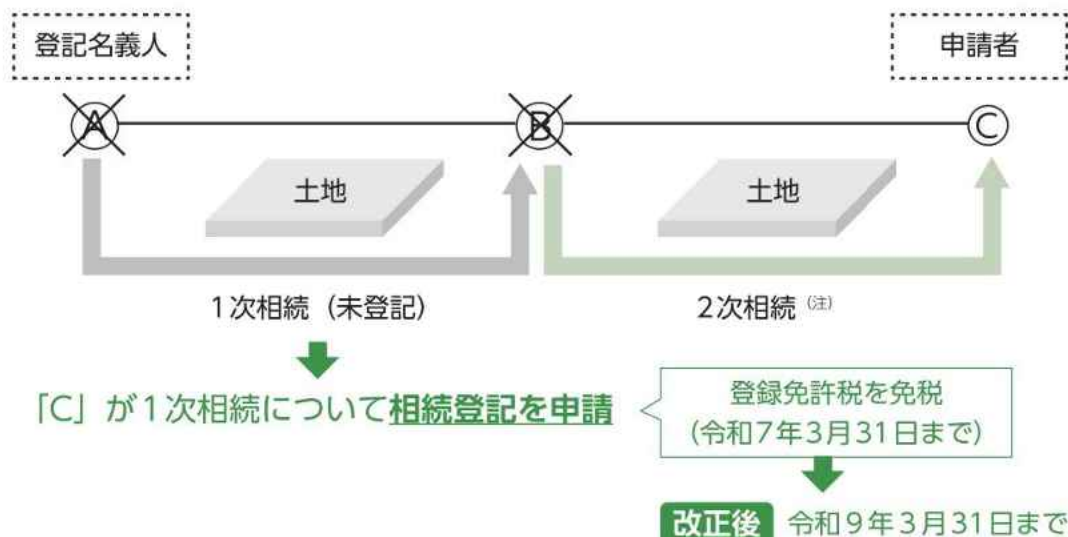


(経済産業省資料を基に作成)

4 その他の改正

(1) 相続に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置の延長 (措法84の2の3)

相続に係る所有権の移転登記等^(※)に対する登録免許税の免税措置(措法84の2の3①)の適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までとされました。



(注) 「B」から「C」への相続によるその土地の所有権の移転登記については、この免税措置の対象となりません。
(国税庁資料を基に作成)

(※) 相続(相続人に対する遺贈を含みます。以下同じです。)により土地の所有権を取得した個人が、その相続によるその土地の所有権の移転登記を受ける前に死亡した場合のその個人を登記名義人とする所有権移転登記等

(2) 相続税の物納制度における物納許可限度額等についての見直し (相令17、25の7)

相続税の物納制度における物納許可限度額等について、納税者の支払能力を的確に勘案した物納制度となるよう、物納許可限度額の計算の基礎となる延納年数は納期限等における申請者の平均余命の年数を上限とする等の見直しが行われました。

適用
関係

上記の改正は、令和7年4月1日から適用されます。(改相令附①②)

改正のポイント

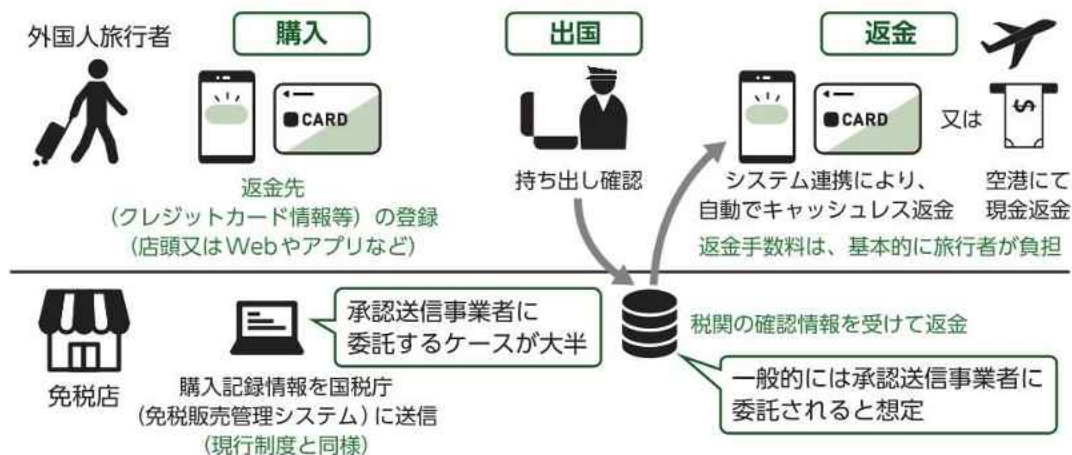
1 輸出物品販売場制度の見直し

(消法8、27、65、消令18～18の5、消規6～10、旧消規10の2～10の9)

消費税の外国人旅行者向け免税制度については、不正利用を排除し、免税店が不正の排除のために負担を負うことのない制度とするため、令和6年度税制改正大綱で示された方針を踏まえ、出国時に持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度とし、確認後に免税店から外国人旅行者に消費税相当額を返金するリファンド方式に見直されました。

その上で、本免税制度を引き続きインバウンド消費の拡大に向けた重要な政策ツールとして活用するため、外国人旅行者の利便性向上や免税店の事務負担軽減の観点から、一般物品と消耗品の区分や消耗品の購入上限額（改正前：上限50万円）及び特殊包装が廃止されました。また、免税店が販売する際に「通常生活の用に供するもの」であるか否かの判断を不要とする等の措置が講じられました。

■消費税相当額の返金に係る手続の流れ



(※) その他、免税店に求められる対応…返金も承認送信事業者に委託する場合、基本的に返金に係るシステム改修等は不要であるが、POS連動している場合など、一定のレジ環境の整備等が必要となる場合あり。その他、クレジットカードリーダーなど、機器の導入等の必要が生じる可能性。(財務省資料を基に作成)

■免税販売要件の見直し

改正前	種 別	免税対象限度額	特殊包装 ※開封判別のできる方法による包装
	一般物品	5,000円～	不 要
	消耗品	5,000円～50万円	必 要

改正後	一般物品と消耗品の区分を撤廃	消耗品の上限額(50万円)を撤廃	特殊包装を撤廃
-----	----------------	------------------	---------

■郵便局等から国外へ別送する扱いの見直し

免税購入対象者が輸出物品販売場で購入した免税対象物品について、その免税購入対象者が別途国外へ配送する、いわゆる「別送」をしたことにより出国時に携帯していない場合に、その免税対象物品の配送等に係る書類により輸出したことを確認する取扱いが廃止されました。

* 「輸出物品販売場制度に関するQ&A(リファンド方式・概要編)」令和7年4月(国税庁消費税室)が公表されています。

適用
関係

上記(「郵便局等から国外へ別送する扱いの見直し」を除きます。)の改正は、令和8年11月1日以後に行われる免税対象物品の譲渡等について適用することとされ、上記の「郵便局等から国外へ別送する扱いの見直し」については、令和7年3月31日をもって廃止されました。(改所法等附1四イ、21、改消令附2、改消規附1)

2 その他の改正

(1) リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例の廃止

(消法16、旧消令31～37、改所法等附22、改消令附3)

リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例(いわゆる税務上の延払基準)については、廃止されました。なお、次の経過措置などが講じられています。

①	令和7年4月1日前にリース譲渡に該当する資産の譲渡等を行った事業者の令和12年3月31日以前に開始する年又は事業年度について延払基準の方法により資産の譲渡等の対価の額を計算することができる
②	令和7年4月1日以後に開始する年又は事業年度において延払基準の適用をやめた場合の賦払金の残金を10年均等で資産の譲渡等の対価の額とする

(※) ②について法人税及び所得税では、延払基準の適用をやめた場合の繰延リース利益額を5年均等で収益計上します。

(2) 印紙税の非課税措置の延長(新型コロナ税特令8)

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限が令和7年8月31日まで延長されました。

改正のポイント

1 電子帳簿等保存制度の見直し

(電帳法8、消法59の2、電帳規5)

電子取引（取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいいます。）の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、次の見直しが行われました。

(1) 電磁的記録に係る重加算税の加重措置の対象見直し

申告所得税、法人税及び消費税における電磁的記録に係る重加算税の加重措置の対象から、特定電磁的記録であって、その保存が国税庁長官が定める基準に適合するシステムを使用した上で、次に掲げる要件を満たしている場合（あらかじめ、その特定電磁的記録について届出書を提出している場合に限り、）におけるその特定電磁的記録が除外されるほか、所要の措置が講じられました。

	送受信・保存の要件
I 電子取引データの改ざん防止要件	①データの送受信と保存を、訂正削除履歴が残るシステムやそもそも訂正削除ができないシステムで行う。【改ざん防止の確保】
II 適正記帳のための要件	②電子取引データの金額を訂正削除を行った上で電子帳簿に記録することができないこと（又は訂正削除の事実を確認できるようにしておくこと）【記帳の適正性確保】 ③電子取引データと電子帳簿との関連性を相互に確認することができるようにしておくこと【電子帳簿との相互関連性確保】

(財務省資料を基に作成)

(注) 電磁的記録に係る重加算税の加重措置…電子取引の取引情報に係る電磁的記録に記録された事項に関し、隠蔽し、又は仮装された事実に基づき期限後申告書若しくは修正申告書の提出又は更正若しくは決定があった場合におけるその記録された事項に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税の割合を10%加重する措置

適用
関係

上記の改正は、令和9年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。(改所法等附23、61、改電帳規附1)

(2) 所得税の青色申告特別控除の控除額65万円の適用要件の見直し

(措法25の2、措規9の6)

青色申告特別控除の控除額65万円の適用要件について、優良な電子帳簿の保存又は電子申告をしていることのほか、次のシステムを使用した上で、(1)の電子取引データを保存している者にも適用できることとされます。

特定電子計算機処理システムを使用するとともに、電子取引の取引情報に係る電磁的記録(特定電磁的記録に限ります。)のうちその保存がその特定電子計算機処理システムを使用して上記(1)の要件(上記(1)の届出書に係る要件を含みます。)を満たすことができるもの

【青色申告特別控除の控除額まとめ】

青色申告特別控除	改正前	改正後
55万円	正規の簿記の原則に従い記帳	正規の簿記の原則に従い記帳
65万円	上記に加え、 次のいずれかであること ① e-Taxで申告 ② 「優良な電子帳簿」の保存	上記に加え、 次のいずれかであること ① e-Taxで申告 ② 「優良な電子帳簿」の保存 ③ 国税庁長官が定める基準に 適合するシステムを使用して 「電子取引データ」の保存

適用
関係

上記の改正は、令和9年分以後の所得税について適用されます。(改所法等附31)



(3) (1)及び(2)に関連する用語の意義

特定電磁的記録	次に掲げる電磁的記録	
	イ	保存要件に従って保存が行われている電子取引の取引情報に係る電磁的記録
	□	災害その他やむを得ない事情により、保存要件に従って電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存をすることができなかつたことを証明した場合又は納税地等の所轄税務署長が保存要件に従ってその電磁的記録の保存をすることができなかつたことについて相当の理由があると認めた一定の場合に、保存要件にかかわらず保存が行われているその電磁的記録
特定電子計算機処理システム	国税庁長官の定める基準に適合する電子計算機処理システム	
国税庁長官の定める基準	次に掲げるいずれかの電磁的記録(特定電磁的記録に限ります。)を上記(1)に掲げる要件に従って保存を行うことができる機能を有していること	
	イ	仕入明細書又は適格請求書に記載すべき事項に係る電磁的記録の仕様としてデジタル庁が管理するものに従って提供された電子取引の取引情報に係る電磁的記録
	□	金融機関等のいずれかに預金口座又は貯金口座を開設している預金者又は貯金者の委託を受けて、その金融機関等が行うこれらの口座に係る資金を移動させる為替取引の取引情報に係る電磁的記録

2

納税通知書等に係るeLTAX経由での送付

(地法747の5の2)

更なる税務手続のデジタル化に向け、地方税関係通知のうち固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割^(※)の納税通知書等について、eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を経由して電子的に副本を送付することができるよう次の仕組みが導入されました。

①	納税通知書等を受けた者が電磁的方法による提供を希望する旨の申出をしたときは、地方公共団体は、その納税通知書等により通知した事項を、eLTAXを経由し、その申出をした者に提供することができることとする。
②	過去に上記①の申出をした者に対して、同種の納税通知書等を送達するときは、地方公共団体は、その納税通知書等により通知する事項を、eLTAXを経由し、その者に提供することができることとする。

(注) 電子的に副本を送付することができる地方税関係通知の範囲は、上記4税目^(※)の納税通知書（課税明細書、更正決定通知書及び税額変更通知書を含みます。）及び納付書等のこれに附属する通知とされています。

■納税通知書等の電子的送付（イメージ）



※ 電子送付希望の申出があった翌年度以降は、(納税通知書に同封している) 納付書(紙媒体)は送達しないこととし、事務の効率化を図る。

適用
関係

上記の改正は、法人に対して送達する納税通知書等については令和9年4月1日以後に送達するものから、個人に対して送達する納税通知書等については令和10年4月1日以後に送達するものから、それぞれ適用されます。(改地法附14、1三)

【本冊子で使用している略称】

地	法…地方税法
地	令…地方税法施行令
地	規…地方税法施行規則
改 地 法 附	…地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）附則
改 地 令 附	…地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）附則
改 地 規 附	…地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和7年総務省令第30号）附則
所	法…所得税法
所	令…所得税法施行令
所	規…所得税法施行規則
改 所 法 等 附	…所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）附則
改 所 令 附	…所得税法施行令等の一部を改正する政令（令和7年政令第120号）附則
改 所 規 附	…所得税法施行規則の一部を改正する省令（令和7年財務省令第18号）附則
法	法…法人税法
法	令…法人税法施行令
改 法 令 附	…法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（令和7年政令第121号）附則
相	令…相続税法施行令
改 相 令 附	…相続税法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第123号）附則
消	法…消費税法
消	令…消費税法施行令
消	規…消費税法施行規則
改 消 令 附	…消費税法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第125号）附則
改 消 規 附	…消費税法施行規則の一部を改正する省令（令和7年財務省令第22号）附則

-
- 通 法…国税通則法
- 措 法…租税特別措置法
- 措 令…租税特別措置法施行令
- 措 規…租税特別措置法施行規則
- 改 措 令 附…租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第127号）附則
- 改 措 規 附…租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和7年財務省令第26号）附則
- 新型コロナ税特令…新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令
- 電 帳 法…電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律
- 電 帳 規…電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則
- 改 電 帳 規 附…電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年財務省令第28号）附則
- 防 措 法…我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法
- 防 法 令…防衛特別法人税に関する政令
- 防 法 規…防衛特別法人税に関する省令
-

監 修：税理士 杉田宗久
執 筆：税理士 上西左大信、税理士 佐藤善恵
企画・制作：清文社